

事務所ニュース

平成 27 年 4 月号

◆ トピックス

○ 平成 27 年度の労働保険料率について

平成 27 年 4 月からの雇用保険料率は据え置きとなりました。労災保険の保険料率は業種によって異なります。石綿(アスベスト)健康被害救済法一般拠出金の保険料率は据え置きとなりました。

・雇用保険料率

事業種類	保険料率	事業主負担	従業員負担
一般	13.5/1000	8.5/1000	5/1000
農林水産 清酒製造	15.5/1000	9.5/1000	6/1000
建設	16.5/1000	10.5/1000	6/1000

・労災保険料率は、業種によって細かく異なりますので、こちらをご参照ください。↓

http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11401000-Roudouki_junkyokuroudouhoshoubu-Rousaikarika/0000068067.pdf

・一般拠出金の保険料率 0.02/1000

○ 児童手当拠出金率の名称が変わりました。率は据え置き

児童手当拠出金とは、児童手当等の支給に要する費用の一部として厚生年金保険の被保険者がいる事業所の事業主が全額負担するものです。4月から名称が「子ども・子育て拠出金」と変わりました。率は引き続き 0.15%で据え置きとなりました。

○ 労働者派遣法の改正：不自然な施行日

労働者派遣法改正案が通常国会に再提出されました。施行予定日は「9月1日」となっていて、ずいぶん急いだ印象があります。前例のない2度の先送りとなったためとも考えられますが、実は今年10月1日に施行される「労働契約申込みみなし制度」の施行前に今回の改正法を施行したいために、無理やりねじ込んできたというのが真相です。

労働契約申込みみなし制度は、禁止業務に従事させるなどの違法派遣が明確となった際に、派遣先が派遣労働者に対して労働契約の申込み（直接雇用の申込み）をしたものとみなす制度です。現行法と改正法との間では「違法派遣」の概念も大きく変更されるため、仮に今国会で改正案が成立しなかったり、施行日が10月1日を超えたりした場合、労働契約申込みみなし制度の適用を受ける事案が発生する可能性が高いのです。例えば、現行の26業務に該当する事務用機器操作で派遣されていた労働者が、データの単純入力を行っているケースでは、現行法では違法派遣ですが、改正法では違反とはなりません。つまり、現行法では労働契約申込みみなし制度が適用されますが、改正法では適用されないのです。

そのため、改正法を9月1日に施行して、すっきりした形で労働契約申込みみなし制度を施行したいと考えたようですが、改正法についてほとんど周知期間もなく労働契約申込みみなし制度を適用すること自体無理があり、現場の混乱は必至とも言えます。

◆ 助成金研究室

○ 特定求職者雇用開発助成金【減額・要件追加】

高齢者や障害者等の就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、賃金相当額の一部が助成されます。変更点は下記のとおりです。

・5月1日の雇い入れから給付水準が下がります。

・10月1日の雇い入れから離職率要件が追加される予定です。（新たな対象労働者の雇入れ日の前後6ヶ月間中に、過去に雇用した対象労働者が5人以上いる事業主で、その対象労働者の一定期間の離職割合が50%を超える場合は、新たに雇い入れる対象労働者について、助成金を受けることができない）

採用から退職まで 人事・労務のコンサルタント

鈴木労務コンサルタント事務所

特定社会保険労務士 鈴木 恵子

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-13-5 鈴木ビル3F

TEL:03-5919-1230 FAX:03-5935-7220

E-Mail: info@suzuki-consultant.com

URL: http://suzuki-consultant.com/